

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

施策対象

食品加工業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

農林漁業者と連携する食品加工業者等

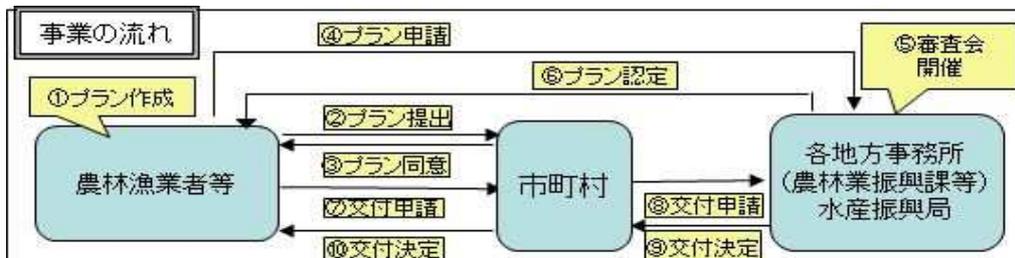
施策概要

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

○支援内容

主な内容	農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費を支援(加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード)) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外
主な内容補助率	ハード 1/3 (県1/3、市町村任意) ※主な要件(3)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)
県の単年度補助限度額	10,000千円 ※主な要件(3)に該当する事業は、15,000千円
主な要件	(1)補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。 (2)プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。(水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む) (3)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。 (4)プラン作成時からプラン目標年度まで、鳥取県6次化サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農林事務所 農商工連携チーム	0857-20-3664
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9648
水産振興局 水産振興課	0857-26-7316
市場開拓局 食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。  
※令和4年4月の組織改編により電話番号は変更になる場合があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

名称

**おいしい鳥取PR推進事業費補助金**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- (1) 農林業経営体又は漁業者
- (2) (1)で構成する任意組織(補助事業参加者である(1)が過半数以上を占めること。)
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

施策概要

本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。  
 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓  
 ○見本市、商談会等への出席、試食販売など、国内販路開拓  
 ○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 補助事業区分、事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業区分	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象者(1)~(3)	150千円(任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業	対象者(1)~(4)	200千円(任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

2. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等)</li> <li>・シェフ等の産地視察に係る経費</li> </ul>
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大</li> <li>・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む)</li> <li>・新たな流通確立のためのテストマーケティング</li> <li>・展示会、商談会等への参加</li> <li>・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展</li> </ul>
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インショップ展開</li> <li>・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施</li> </ul>

- 注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法で作られている農林水産加工食品である。
- 注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm>

名称

物産展・県フェア及び見本市への出展支援

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

県内事業者

施策概要

県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にはマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等(鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの)に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。

※先着順、予算がなくなれば終了

※鳥取県物産協会へ事務委託

(1)概要

ア 対象事業者: 県内事業者

イ 支給回数: 1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等: 県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等(2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等)

エ その他

- ・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。
- ・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。
- ・催事等への出展が2日以上であること(準備等は含まない)。

(2)経費支援金額(1名分)

催事開催地	2日間	3日間	4日以上
北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都・沖縄県	20,000円	30,000円	40,000円
新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・大阪府・京都府・奈良県・三重県・滋賀県・和歌山県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	10,000円	20,000円	30,000円
上記以外の都道府県(鳥取県内を除く)	5,000円	10,000円	20,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、(一社)鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。(申請期限:3月の第1金曜日)

【提出書類】

・請求書…捺印のある原本

・宿泊等に要した経費の支払証拠書類(領収書等支払金額がわかるもの)

(注)出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
(一社)鳥取県物産協会	0857-29-0021

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

名称

県産米消費拡大緊急支援事業(県産米消費拡大事業)

施策対象

県内農業団体等

施策主体

鳥取県

対象者

県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業法人(米を生産し販売を行う法人)、鳥取県内で精米を行う米卸売業者

施策概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴い需要が減少した県産米の消費回復・拡大に向け、農業関係団体等が行う新たな販売促進、販路開拓等の取組を支援します。

○支援内容

1. 事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業実施主体	限度額	補助率
県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会	5,000千円	1/2
農業法人(米を生産し販売を行う法人)、鳥取県内で精米を行う米卸売業者	250千円	1/2

2. 補助対象経費

対象事業	補助対象経費
新型コロナウイルス感染拡大に伴い需要が減少した県産米の消費回復・拡大に向け、農業関係団体等が行う新たな販売促進、販路開拓等の取組	商品開発費 販路開拓費 資材費 委託費 その他消費回復・拡大に係る経費 ※ただし、職員(常時雇用者)の給与は対象外とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767

関連サイト

名称

**新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金**

施策対象

企業、生産者団体等

施策主体

鳥取県

対象者

県産農林水産物及び食品の輸出に取り組む県内事業者

施策概要

鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物及び食品の輸出活動を支援します。

○支援内容

類型	補助事業	事業主体	補助事業に要する経費	補助率	限度額
一般型	県産農林水産物及び食品の輸出促進のために行う取組	県内事業者	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費	1/2以内 ※旅費は1/3以内	2,000千円/年度
グループ展開型		グループ（県内事業者5者以上）を代表する県内事業者		1/2以内	事業者×1,000千円/年度
チャレンジ型		輸出促進活動を行ったことが無い県内事業者		2/3以内	2,000千円（一回限り）
食のみやこ型		県主催事業に参加する県内事業者		1/2以内	—

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする（食のみやこ型は除く）

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

名称

**鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金**

施策対象

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり次のいずれかに該当する者。(法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)  
 (1) 法人  
 (2) 地方公共団体 等

施策概要

農林水産物・食品の輸出拡大を目的に、①HACCP等の認定・認証取得といった、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備について支援します。

○支援内容

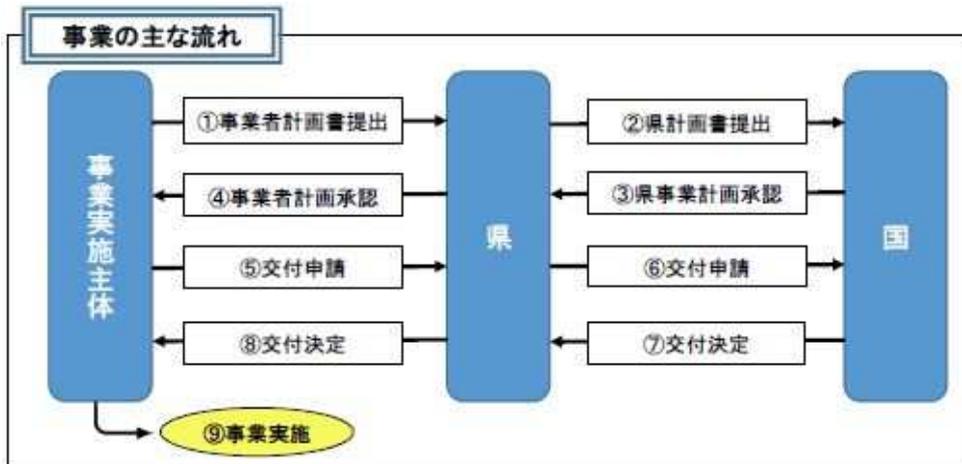
主な内容	補助率	補助上限額
・輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応 ・輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応	1/2以内(国費のみ)	上限5億円、下限250万円
・認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備	3/10以内(国費のみ)	

※全体事業費が1千万円を超える場合は金融機関から交付対象事業費の10%以上の貸付けを受ける必要あり。

○主な採択基準

- ・GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトに登録していること。
- ・投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。
- ・HACCPチームが編成されていること。等

※農林水産省令で定める「輸出事業計画」の策定・提出が必要です。



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7806

関連サイト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

名称

「食のみやこ鳥取県」マーク活用支援事業

施策対象

企業、生産者団体、農産加工グループ等

施策主体

鳥取県

対象者

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者（従業員数が21人以上の事業者を除く。）、「食のみやこ鳥取県特産品コンクール」入賞事業者

施策概要

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食のみやこ鳥取県特産品コンクール」入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援する。

○支援内容

補助対象経費	以下のロゴマークが入ったパッケージ・出荷資材版下の作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 「食のみやこ鳥取県」ロゴマーク 2 「鳥取物がたり」ロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク 4 「食のみやこ鳥取県特産品コンクール」ロゴマーク
補助率及び補助金額等	1 補助率：補助対象経費の1/2 2 補助金額：1事業者につき5万円／年度（2年連続活用は不可）

○参考

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター	「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同し、次に掲げるいずれかの条件を満たしている事業者 1 販売店 ・県産品の販売、PRに力を入れている百貨店、量販店、小売店、直売所、土産物店等で、県産品の販売促進・PRのための自主的な取組を積極的に実施し、かつ、法令を遵守し、適正な食品表示など食の安全・安心に努めていること 2 飲食店、旅館・ホテル ・料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRしている旅館、ホテル及び飲食店で、県産品を使った料理の提供、メニューへの情報掲載など鳥取の食の豊かさを利用者に感じてもらえるようなPRを行い、かつ、法令を遵守し、衛生に配慮した料理の提供に努めていること 3 生産者等（生産者団体及び食品製造業者を含む。） ・県内の農林水産業者（団体）及び県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造業者等で積極的に消費者への情報発信を行っている者 4 その他の企業、法人、団体等 ・1～3の事業者の他、「食のみやこ鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援する企業、法人、団体等 ※参考URL： <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178542">https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178542</a>
ふるさと認証食品	県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するため必要な最小限度として次に掲げるいずれかのもの。 1 原材料に県産農林水産物を用いている加工食品（重量割合50%以上） 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技術を用いて作られている加工食品 ※参考URL： <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm</a>
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL： <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm</a>
「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール	応募資格：鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人（出品数は1事業者につき5点以内） 応募要件：鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること等（詳細はホームページをご覧ください。） ※参考URL： <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/178534.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/178534.htm</a>

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844>

名称

## 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

施策対象

民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等

施策概要

食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動を幅広く支援する。  
募集時期等:食のみやこ推進課ホームページでお知らせします。

### ○支援内容

交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費(ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)
--------	---

#### 1 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<p>&lt;一般枠&gt; 食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組</p> <p>&lt;コンベンションPR枠&gt; 全国規模スポーツ大会、コンベンション等に参加する県外からの来県者に対し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組(令和4年度は募集しません。)</p> <p>&lt;直売所連携魅力アップ枠&gt; 県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組</p>
2 交付対象者	民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等を含む場合は構成員の1/2未満とする。)
3 交付率等	<p>1/2以内</p> <p>&lt;一般枠&gt; 上限額2,000千円</p> <p>&lt;コンベンションPR枠&gt; 上限額250千円(令和4年度は募集しません。)</p> <p>&lt;直売所連携魅力アップ枠&gt; 上限額500千円</p>

#### 2 特別枠

1 事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組
2 交付対象者	民間団体、グループ、企業、個人等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です)
3 交付率等	10/10以内、上限額250千円

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/178541.htm>

名称

とっとりオリジナルメニューづくり支援事業

施策対象

企業

施策主体

鳥取県

対象者

県内の農村レストラン、ホテル、旅館、道の駅の飲食店事業者、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(飲食店で県産農林水産物の使用割合が5割以上のメニューを開発するサポーターに限る。) ※ジビエメニューの場合は、飲食店以外のサポーター、ジビエ振興に取り組む任意団体等を含む。

施策概要

地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理を含む)・PR活動を支援する。

事業内容

補助対象事業	1 主として県産農林水産物(県産ジビエ(野生鳥獣肉)を含む)を使用した料理の開発 2 成功事例の視察研修の実施 3 消費者を対象としたモニタリングの実施 4 開発した料理のPR 5 その他目的達成に必要な取組 ※上記のうち、1及び3は必ず実施してください。
注意事項	(1)本事業を活用する場合、開発した料理についてのマスコミ等への資料提供は必ず行ってください。 (2)補助金の交付決定前に行った取組の事業の経費は、補助対象外となります。 (3)補助事業に関する書類は、事業完了した年度の翌年から5年間保管してください。
補助率及び補助金額等	(1)補助率:補助対象経費の1/2(県費のみ) (2)補助限度額:1事業者 250千円/事業年度(最大3事業年度)
補助対象経費	試作材料費食糧費、謝金、試食品代金、PR資材作成費等

問合せ先

担当部署	電話
東部農林事務所 農林局 農商工連携チーム	0857-20-3664
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9648
西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 農業振興室	0859-72-2001
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178538>

**名称** 有機・特別栽培農産物・GAP等総合支援事業

**施策対象** 農業者

**施策主体** 鳥取県

**対象者**

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業  
 有機JAS認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定の事業者  
 (2)GAP事業取組・認証拡大推進事業  
 新規に認証GAPの審査を受ける県内に農場を持つ生産者

**施策概要**

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業:有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対して支援する。  
 (2)GAP事業取組・認証拡大推進事業:GAP取組の増加拡大を図るため、県内農業者の認証GAPの新規取得に係る経費を補助する。

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

○支援内容

支援内容	有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費について支援
補助率	機器購入費は事業費の1/3以内(県費のみ・補助金上限は総額30万円) その他経費は事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

○主要要件

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業においては、機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること

- ・新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること
- ・有機認証申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること
- ・鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること
- ・法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと

(2)GAP事業取組・認証拡大推進事業

○支援内容

支援内容	新規に認証を取得するのに当たって必要な経費(審査費用、審査員旅費)について支援
補助率	1/2以内

○主要要件

- ・認証GAPとは、JGAP、ASIAGAP、GLOBAL. G. A. Pとする。
- ・既取得者及び取得経験者は対象外とする。

**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7415
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

名称

**環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- (1) 化学農薬・肥料の使用量の低減、農業用プラスチックの排出量の削減事業: 協議会
- (2) 有機農産物・有機加工食品等の販路拡大販売促進活動支援: 有機JAS認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者
- (3) 有機農業産地づくり支援事業: 市町村

施策概要

環境に配慮した農業を推進するため、化学農薬・肥料の使用量の低減、農業用プラスチックの排出量の削減等環境負荷の低減に向けた生産技術の実証、有機農産物の販路拡大や有機農業産地づくりの支援を行う。

○支援内容

(1) 化学農薬・肥料の使用量の低減、農業用プラスチックの排出量の削減

支援内容	組織活動、現地適応性の実証
補助率	定額(国費のみ)

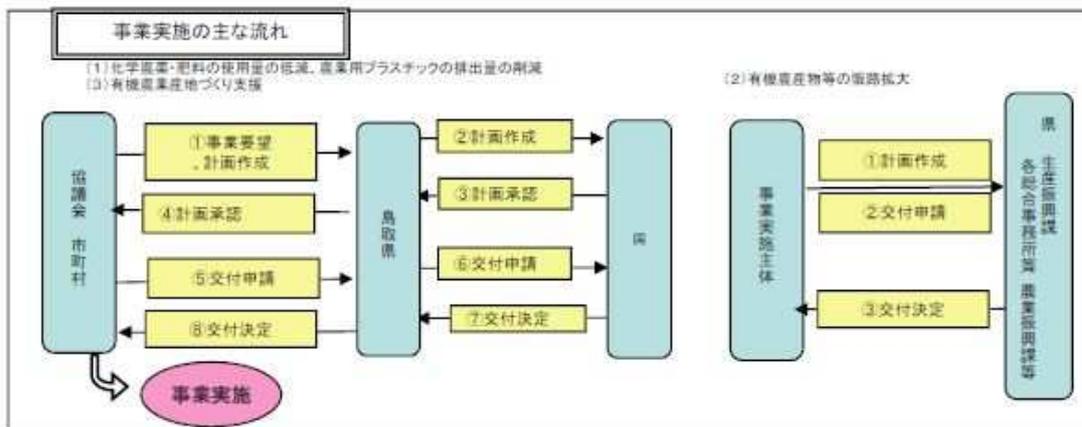
(2) 有機農産物等の販路拡大

支援内容	イベント等での消費者交流、市場調査、販路開拓、制度PRを行うために必要な経費について支援
補助率	事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

(3) 有機農業産地づくり支援

支援内容	有機農業の生産から消費まで一貫したモデル先進地区の取組を支援
補助率	定額(国費のみ)

(1)、(3)は国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用する。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7415
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

**名称** 環境保全型農業直接支払対策事業

**施策対象** 農業者等

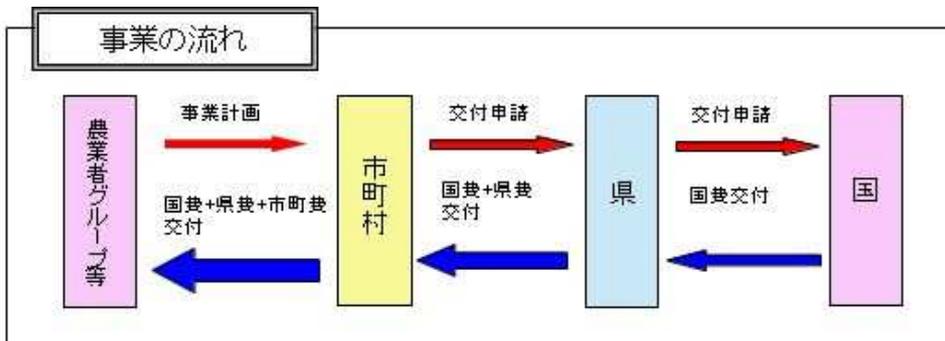
**施策主体** 鳥取県、市町村

**対象者** 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

**施策概要** 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

○支援の内容

補助金額・補助率		＜対象取組・交付単価＞		
		全国共通取組	交付単価(円/10a)	
補助金額・補助率	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円	
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。		
		そば等雑穀、飼料作物	3,000円	
		堆肥の施用	4,400円	
		カバークロープ	6,000円	
		リビングマルチ(うち小麦、大麦等)	5,400円(3,200円)	
		草生栽培	5,000円	
		不耕起播種	3,000円	
		長期中干し	800円	
		秋耕	800円	
		地域特認取組	冬期湛水管理	4,000～8,000円
		取組拡大加算	有機農業の取組拡大に向けた支援	新規面積当たり 4,000円
補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。)				
主な要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>○主作物について販売を目的に生産していること</li> <li>○みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること</li> <li>○環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと</li> </ul>		



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

**関連サイト**

**名称** 農地・農業用施設災害復旧事業

**施策対象** 市町村、土地改良区、農業者等

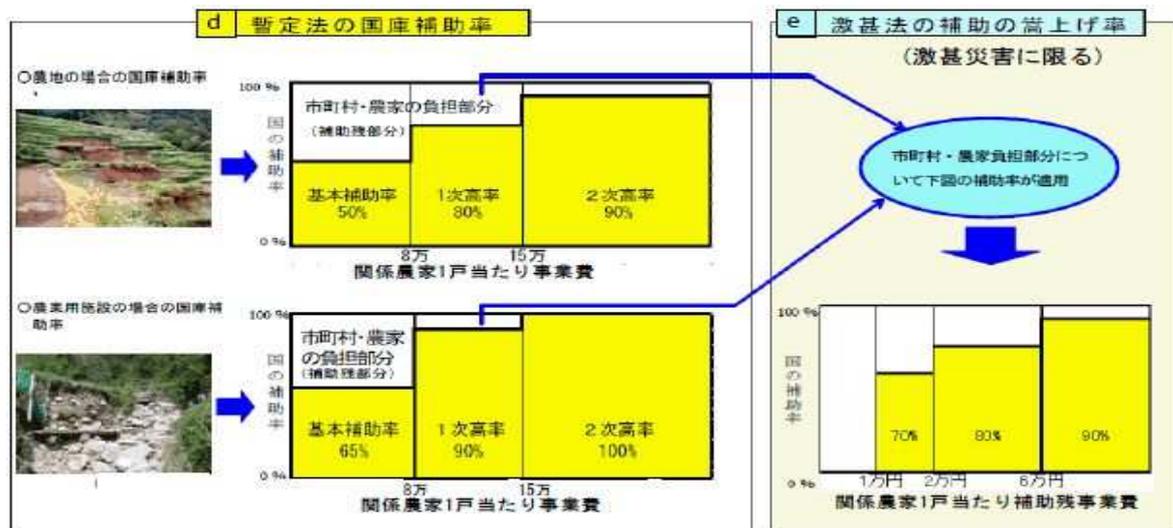
**施策主体** 鳥取県

**対象者** 市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合

**施策概要** 暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧する。

○支援の内容

対象となる施設	a)農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とする。 b)農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指す。
対象となる災害原因	a)雨 量・・・最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上 b)風 速・・・最大風速15m/sec以上 c)洪 水・・・その地点の水位が警戒水位以上。 d)地 震・・・特に震度の定め無し。 e)融雪出水・・・気温の急上昇による雪解けによる出水。
国庫補助	a)対象となる災害復旧事業は、1箇所の子工事の費用が40万円以上。 b)農業用施設は、受益戸数が2戸以上が条件。 c)基本補助率は、農地：50%、農業用施設：65%。 d)関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げあり。 e)激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費（市町村・農家の負担分）に応じてさらに補助率の嵩上げあり。 f)農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施可能。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象。 g)災害復旧事業の要件に該当し、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工（応急本工事）が可能。



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7325
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9671

**関連サイト**

**名称** 農地を守る直接支払事業

**施策対象** 農業者等

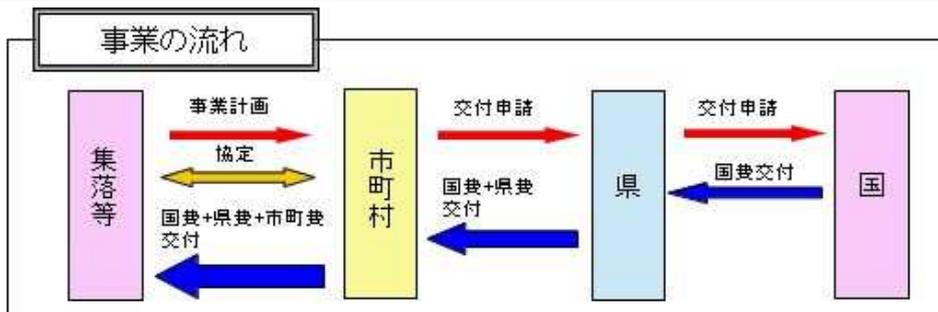
**施策主体** 鳥取県、市町村

**対象者** 市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等

**施策概要** 特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

○支援の内容

	＜10a当たり交付単価(円)＞		
		急傾斜	緩傾斜
補助金額 補助率	田	21,000	8,000
	畑	11,500	3,500
	草地	10,500	3,000
	採草放牧地	1,000	300
	① 農業生産活動を継続するための基礎的な活動(上記単価の8割を交付) 例:耕作放棄の防止、水路、農道等の管理、周辺林地の管理等 ② ①に加えて集落戦略を作成(上記単価の10割を交付) ③ 加算措置 ・超急傾斜農地保全管理加算(6千円/10a(田・畑)) ・集落協定広域化加算(3千円/10a(田・畑)) ・集落機能強化加算(3千円/10a(田・畑)) ・生産性向上加算(3千円/10a(田・畑)) ・棚田地域振興活動加算(10千円/10a(田・畑)) ・棚田地域振興活動加算超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上)(14千円/10a(田・畑)) 補助率: 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (特認地域は全て1/3)		
主な要件	「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。		



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

**関連サイト**

名称

**しっかり守る農林基盤交付金**

施策対象

市町村、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

市町村

施策概要

小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する

○支援内容

<p>主な要件</p>	<p>対象事業は、次に掲げる事業を除いた事業。                  ①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業                  ②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業                  ③受益者の数が1以下である事業(知事が別に定める場合を除く)                  ※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。                  ④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業</p>
<p>補助率</p>	<p>1 市町村事業費の1/2以内                  (市町村事業費=全体事業費-受益者負担事業費)                   以下のいずれかの場合                  ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合                  ・市町村交付金で実績がない事業で、受益者負担率が2割を超える場合                  ・災害復旧交付額による災害復旧の場合</p>
	<p>2 市町村交付金時の市町村負担率+受益者負担軽減率                  ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率以上の場合 ※上限1/2</p>
	<p>3 全体事業費の1/2                  ・市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割以下の場合</p>

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7325
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9673

関連サイト

<b>農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金</b>					
<b>名称</b>	<b>農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金</b>				
<b>施策対象</b>	農業者等				
<b>施策主体</b>	日本政策金融公庫(農林水産事業)				
<b>対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者</li> <li>②5割法人・団体(構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体)</li> <li>③農業振興法人</li> </ul>				
<b>施策概要</b>	<p>○支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業基盤整備資金 農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。</li> <li>・担い手育成農地集積資金 農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。</li> </ul>				
<b>問合せ先</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担当部署</th> <th style="text-align: center;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業</td> <td style="text-align: center;">0857-20-2151</td> </tr> </tbody> </table>	担当部署	電話番号	日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151
担当部署	電話番号				
日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151				
<b>関連サイト</b>	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/kiban_shikin/">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/kiban_shikin/</a>				

**名称** 土地改良施設維持管理適正化事業

**施策対象** 土地改良区、土地改良区連合、市町村、その他団体

**施策主体** 鳥取県

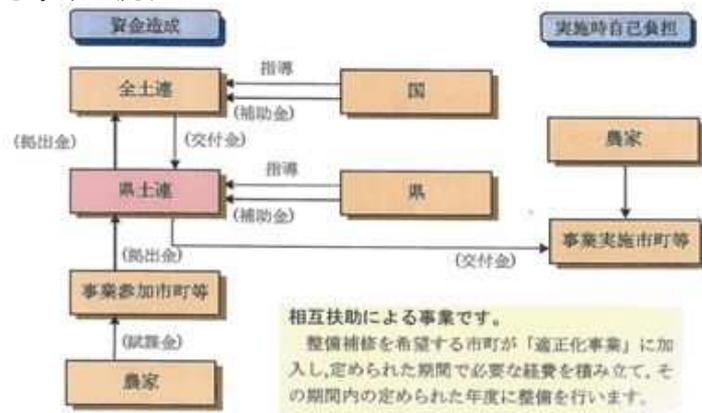
**対象者** 鳥取県土地改良事業団体連合会

**施策概要** 団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、頭首工、揚排水機、樋門、水門、ため池、水路、畑かん施設)の機能保持と耐用年数を確保するため、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、定期的な整備補修を実施する。

○支援の内容

主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理指導事業又は機能保全計画において必要と認められた整備補修</li> <li>団体営規模以上の事業により造成された施設</li> <li>1地区あたりの年事業費が200万円以上</li> </ul>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>国費:3/10</li> <li>県費:3/10、</li> <li>事業主体4/10(うち、3/10は5年間で積立、1/10は事業実施年度に拠出)</li> </ul>
対象工事の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能低下防止、機能回復のため、5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修</li> <li>災害防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の付帯設備の改善等</li> <li>管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新</li> </ul>

○事業の流れ



**問合せ先**

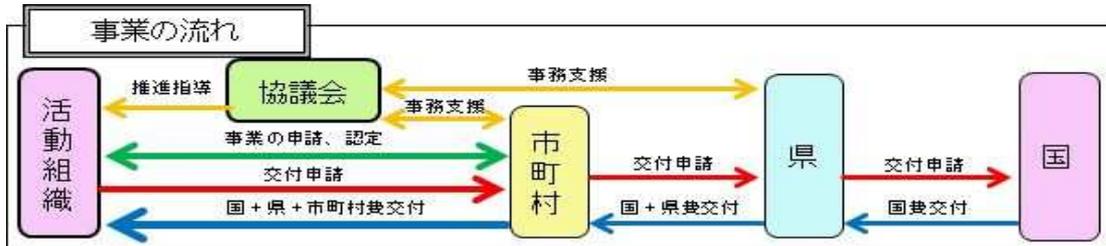
担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7325
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9673

**関連サイト**

名称	多面的機能支払交付金事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等。ただし、農地維持支払において農業者のみの組織でも取組可能。
施策概要	地域住民が将来の農地や水路などを保全するための保全管理構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全・向上活動を支援する。

○支援の内容

支援内容	<p>農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組みに必要な経費を支援する。</p> <p>①農地維持支払を交付するのに要する経費 ②資源向上支払(共同活動)を交付するのに要する経費 ③資源向上支払(長寿命化)を交付するのに要する経費</p>
補助率 補助上限	<p>&lt;10a当たり交付単価(円)&gt;</p> <p>①農地維持支払…基本交付単価：水田3,000円/10a、畑2,000円/10a ①に加えて既存活動組織が小規模集落を取り込み、保全管理を行う場合、田1,000円/10a、畑600円/10a加算 ※小規模集落：集落内の総農家戸数が10戸以下の集落</p> <p>②資源向上支払(共同活動)…基本交付単価：水田2,400円/10a、畑1,440円/10a ②に加えて ・多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合、田400円/10a、畑240円/10a加算 ・上記に加え構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合、田800円/10a、畑480円/10a加算 ・水田の雨水貯留機能強化(田んぼダム)の推進について、資源向上支払(共同活動)の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合、田400円/10a</p> <p>③資源向上支払(長寿命化)…基本交付単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a ・補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p>
主な要件	<p>①農地維持支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】 ・畦畔の草刈り、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動 ・今後の地域の農業のあり方を検討した地域資源保全管理構想の作成</p> <p>②資源向上支払(共同活動)【農業者以外の地域住民を含む組織】 ・水路や農道等の軽微な補修、植栽等による農村環境保全活動</p> <p>③資源向上支払(長寿命化)【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】 ・水路や農道、ため池等の地域資源の長寿命化のための活動</p>



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

**名称** **ため池防災減災対策推進事業**

**施策対象** 市町、集落、土地改良区、事業申請人

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 市町、集落、土地改良区、事業申請人

**施策概要** 農村地域防災力向上を図るため、ため池ハザードマップ作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金軽減などハード・ソフト両面から、ため池防災・減災対策を総合的に実施。

<事業の概要>

(1) 調査推進事業

区分	事業内容	事業主体	補助
ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費支援	市町	①国庫
ため池防災・減災システム整備	ため池による災害防止や減災の観点から、監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器の設置に対し支援	市町 集落	①国庫 ②単県
ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援	土地改良区	①国庫

(2) 保全対策事業

区分	事業内容	事業主体	補助
旧農業用ため池廃止	不要なため池のうち、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	市町 集落 土地改良区	①国庫 ②単県
ため池付帯施設整備	ため池の管理上支障となる付帯施設の軽微な補修、改良を行う。		②単県
ため池浚渫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。		②単県

(3) ため池整備推進交付金

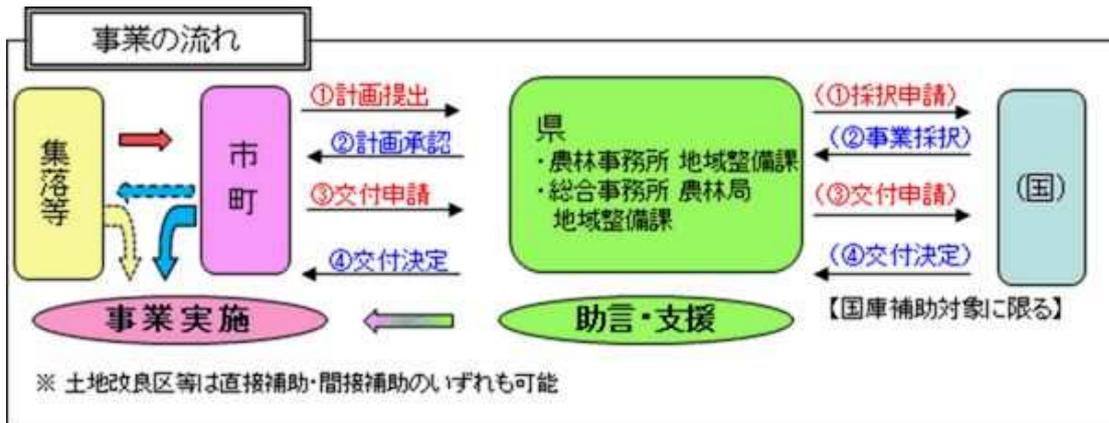
区分	事業内容	事業主体
ため池整備推進交付金	農家1戸当たりの工事負担金が10万円を超える場合に、10万円を超える部分に対し、漸増方式で助成する。平成27～令和6年度までの採択地区に限る。	事業申請人

①国庫補助: 定額補助(10/10)

②単県補助: 市町村事業費の1/2以内(市町村事業費＝全体事業費－受益者負担事業費)

<主な要件>

事業実施期間は平成27～令和6年度まで。調査推進事業、保全対策事業は国庫補助事業の活用を優先。



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部 農業振興監農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9665

**関連サイト**